

預貯金等の資産

〈不動産〉*不動産を買ったときの領収書や契約書・図面・登記簿などは、まとめておきましょう

所 在 地	名 義 人	持 ち 分	備 考

〈不動産の管理〉

*チェック☑を入れてください。

- 相続人の中で相談してほしい(相続予定の方へ事前に話しておく)
- 特定の人に引き継がせたい
- その他()



大切な不動産を引き継ぐために考えておきたいこと



相続を契機に不動産が空き家になり、近隣トラブルとなるケースが多く生じています。不動産は相続された方が困らないように、管理方法を決めておくのとよいでしょう。そのためには、遺言書に引き継ぐ人と管理方法を記載しておきましょう。事前に相続予定の方にお話ししておくことをお勧めします。また、相続する人がいない場合は、管理方法について事前に検討しておきましょう。